

# 生徒規則

## 1 服装について

- (1) 本校指定の制服を着用すること。
  - (2) 服装については以下のように定める。
    - ①制服の基準は別表の通り定める。
    - ②常に学校生活にふさわしい髪型、身だしなみを心がける。
    - ③衣替えの時期については HR 委員会で決定し、移行期間を設ける。
    - ④ブレザーの下にセーター等を着用してもよいが、登下校時はブレザーを着用すること。
- (着用例)

|   | 生徒 A                                            | 生徒 B                                                  | 備考                                             |
|---|-------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 冬 | 本校指定ブレザー<br>白無地ワイシャツ<br>本校指定ネクタイ・リボン<br>本校指定ズボン | 本校指定ブレザー<br>白無地ワイシャツ・ブラウス<br>本校指定リボン・ネクタイ<br>本校指定スカート | バッジは左胸の襟                                       |
| 夏 | 白無地ワイシャツ・<br>白無地ポロシャツ<br>本校指定ズボン                | 白無地ワイシャツ・<br>ブラウス<br>白無地ポロシャツ<br>本校指定スカート             | 式典時は白無地のワイシャツのみとし、ネクタイ・リボンを着用する。<br>(ポロシャツは不可) |

- 学校指定のものは、取扱店から購入すること。
- 転入生等については転入前の学校の制服でも可とする。

## 2 登下校について

- (1) 登校は午前 8 時 20 分、下校は午後 5 時 00 分を厳守すること。部活動で午後 5 時以降残る場合は、クラブバス発車時刻までとする。
- (2) 火山性ガス警報の発令時は、本校の指示に従うこと。
- (3) 休日に登校し活動する場合は、必ず顧問の許可を得た上で、休日活動届を提出すること。
- (4) 欠席・遅刻・早退については必ずホームルーム担任に連絡すること。

- (5) 登校後の外出は原則禁止とする。やむを得ず外出する必要があるときは、ホームルーム担任から外出許可を得ること。
- (6) 登下校の際は徒歩、バス、自転車を利用すること。(自転車通学希望者は自転車通学申請書を提出して許可を得ること。)

### 3 校内施設の利用について

部活動等で校内施設や備品を利用する際には、顧問教諭の許可を得た上で、生活指導部に届け出ること。破損・紛失した際は速やかに生活指導部に届け出ること。

### 4 校外活動について

- (1) 校外活動時は本校生徒としての自覚をもって行動すること。
- (2) 公共マナーを守り、社会に反する行為は絶対にしないこと。
- (3) 身分証明書は常に携行すること。

### 5 校内での生活について

- (1) 学校に必要以上の多額の金銭を持ってこないこと。
- (2) 貴重品はロッカーに施錠するなど責任を持って管理すること。
- (3) 所持品の紛失や拾得については速やかに生活指導部に届け出ること。
- (4) 掲示物を掲示する時は、生活指導部より掲示許可を得ること。

### 6 定期試験について

- (1) 定期試験の一週間前より職員室には原則として立ち入ることはできない。また、原則として部活動・委員会等の活動は禁止とする。
- (2) 不正行為・疑わしい行為は絶対にしない。
- (3) 試験中は携帯電話等の電源は切ること。また、机の中は空にし、机上には筆記用具以外は一切置かないこと。
- (4) 試験中に途中退出した場合の再受験は原則として認められない。
- (5) 不正行為があったときは、当該科目は0点とし、規定に従って特別指導の対象となる。